

2020年3月13日
株式会社 高知銀行

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う当行融資対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

高知銀行では、新型コロナウイルス感染症の発生により直接的・間接的に影響を受けられた中小企業者の皆さまをご支援するため、ご融資・資金繰り等のご相談内容に積極的に対応するとともに、債務に係るご返済負担軽減等のお申込みにつきましても、真摯に対応してまいります。

全営業店窓口「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う相談窓口」を設置するとともに、休日相談窓口でも事業者の皆さまの金融取引のご相談を承っておりますので、ご遠慮なくお問合わせください。

なお、債務に係る負担軽減の申込みがあった場合の条件変更につきましては、融資条件変更手数料は無料とさせていただきます。

【制度融資のご案内】

新型コロナウイルス感染症に起因してセーフティネット保証 4 号の認定を受けた事業者さまは、高知市制度融資において信用保証料が軽減されます。

○令和元年度

	高知市制度		高知県制度		
	中小企業 振興資金	小規模企業 振興資金	安心実現のための高知県緊急融資		経済変動対策融資
融資限度額	2,000 万円		1 億円		5,000 万円
融資期間 (うち据置期間)	7 年以内 (6 カ月以内)		7 年以内 (1 年以内)	10 年以内 (2 年以内)	7 年以内 (1 年以内)
金利	1.97%以内 (固定)	1.90%以内 (固定)	2.07% (変動)	2.22% (変動)	2.27%以内 (変動)
信用保証料	0%	0%	0.30%	0.25%	0.40%

※セーフティネット保証 4 号の認定を受けた事業者さまは、信用保証料が軽減されます。

※詳しくは、高知銀行営業店窓口「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う相談窓口」にご相談ください。

